

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成30年6月26日(火) 午後7時00分～午後8時12分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
2 番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
3 番委員 萩 原 美由紀
4 番委員 吉 田 眞 理
5 番委員 森 本 浩 司

3 説明員等氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	遠 藤 佳 子
文化部管理監	大 島 慎 一
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	川 口 博 幸
教育指導課長	石 井 美佐子
文化財課長	鈴 木 一 彰
教育指導課指導・相談担当課長	高 田 秀 樹
教育指導課指導主事	松 澤 俊 介
教育指導課指導主事	片 渕 徳 子
学校安全課副課長	高 田 恭 成
学校安全課学校施設係長	村 島 治

(事務局)

教育総務課総務係長	前 島 正
教育総務課主任	小 林 綾 野

4 議事日程

- 日程第1 議案第27号 史跡小田原城跡調査・整備委員会への諮問について (文化財課)
日程第2 議案第28号 小田原市就学支援委員会の委嘱について (教育指導課)
日程第3 議案第29号 小田原市立中学校に係る部活動の方針の策定について
(教育指導課)

5 報告事項

- (1) 学校施設のブロック塀の状況について (学校安全課)

6 議事等の概要

- (1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

- (2) 5月定例会会議録の承認

- (3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、森本委員に決定

栢沼教育長…議事に入る前に、本日の日程について、お諮りいたします。

本日の日程に、報告事項(1)として「学校施設のブロック塀の状況について」を追加したいと思います。

これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

栢沼教育長…御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

- (4) 日程第1 議案第27号 史跡小田原城調査・整備委員会への諮問について

(文化財課)

文化財課長…それでは、私から御説明申し上げます。

「史跡小田原城跡保存活用計画」の策定につきましては、本年3月の教育委員会定例会におきまして、「史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の一部を改正する規則について」を御審議いただいた際にも御説明させていただきました。平成5年に策定しました「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」及び平成22年に策定した「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を見直すとともに、これらを合わせて、新たに「史跡小田原城跡保存活用計画」を策定することといたしました。この計画策定を実施するに際し、史跡小田原城跡調査・整備委員会に対して、策定についての諮問を行うものでございます。お手元の資料を御覧ください。まず、史跡小田原城跡調査・整備委員会への諮問につきましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則第2条に所掌事務として「委員会は、史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、小田原市教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。」となっており、これに基づき、1 諮問

事項のとおり、「史跡小田原城跡保存活用計画の策定」を諮問するものでございます。

次に、2 諮問事由でございますが、本市では、平成5年に貴重な歴史文化資産である小田原城跡の保存と活用を進めるため、史跡整備の基本的考え方をまとめ、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」を策定いたしました。また、平成22年に八幡山古郭及び総構について、史跡の保存管理・整備活用の方針として「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を策定いたしました。

しかしながら、これらの構想と計画は、策定から相当の年数が経過しており、史跡の追加指定や史跡整備等の状況変化などによる時点修正、史跡と緑の共生など新たな視点から見直す必要が生じております。

そして、本市の総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画・第3次実施計画に、「小田原城跡本丸・二の丸の整備と、八幡山古郭・総構の保存、整備、活用を進める」ことが位置づけられました。そこで、この総合計画に基づきまして、国指定史跡である史跡小田原城跡の歴史的な価値を明確にするとともに、今後の保存、整備、活用をさらに推し進めるべく、その基本的指針を示すため、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」及び「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を見直すとともに、これらを合わせまして、新たに史跡小田原城跡全体に係る「史跡小田原城跡保存活用計画」を策定すべく、史跡小田原城跡調査・整備委員会へ諮問するものでございます。

なお、具体的な作業については、本年3月の教育委員会定例会で規則改正をお願いしましたとおり、この調査・整備委員会の部会として、今年度新たに「史跡小田原城跡保存活用計画策定部会」を設置して進めていくものです。

また、諮問につきましては、8月2日開催予定の調査・整備委員会において行うこととしております。

以上をもちまして、「議案第27号 史跡小田原城跡調査・整備委員会への諮問について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり諮問することとします。

以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

(5) 日程第2 議案第28号 小田原市就学支援委員会の委嘱について (教育指導課)
教育指導課長…それでは私から御説明申し上げます。

小田原市就学支援委員会は、小田原市附属機関設置条例に基づき設置されているものでございます。

この度、小田原市就学支援委員会規則第3条第1項の規定に基づき、医師、学識経験者、管轄の児童相談所職員、特別支援学校教員、特別支援学級設置小学校長、中学校長、特別支援級の担任並びに教育委員会が必要と認める者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます25名の方々が、小田原市就学支援委員会委員として適任と思われますので、今年度委嘱いたしたく提案するものです。

なお、25名のうち8名の方は、小田原医師会などの関係団体からご推薦いただいております。

また、任期につきましては、平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間となります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり委嘱することとします。

(6) 日程第3 議案第29号 小田原市立中学校に係る部活動の方針の策定について (教育指導課)
教育指導課長…それでは私から御説明申し上げます。

「小田原市立中学校に係る部活動の方針(案)」の1ページをお開きください。

まず、本方針策定の趣旨について御説明します。

中学校での部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、個性の伸長、自主性や協調性、責任感、連帯感を養うとともに、好ましい人間関係の育成に資するもので、教育課程との関連を図りながら行われております。教育的価値の高い部活動ですが、その在り方について、スポーツ障害等の予防、バランスの採れた生活と成長の確保などの様々な観点から、平成30年3月に、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライ

ン」が、平成30年4月に神奈川県において「神奈川県部活動の在り方に関する方針」が、国のガイドラインに則る形で策定されました。

本市におきましても、国のガイドラインに則り、また、神奈川県の方針を参考に方針を策定することとし、5月23日に、校長会代表及び、中体連、部活動顧問の代表らで構成する「部活動の在り方検討会議」を経て、素案をまとめました。

内容の一つ目は、「適切な運営のための体制整備」となっております。

(1) 部活動の方針の策定等としまして、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営方針を作成することなどを示しております。

(2) 指導・運営に係る体制の構築としまして、部活動の運営や指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと、顧問は複数名配置することが望ましいこと、顧問間で意見交換しながら情報共有に努めることとしています。また、2ページのオには、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、校長が必要に応じて指導・是正を行うこととしています。

続いて内容の2つ目に「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」として、科学的・合理的な理論に基づいた指導や安全・安心面への留意、体罰やハラスメントの根絶などについて示しております。

内容の3つ目には「適切な休養日等の設定」として、成長段階にある中学生のけがの予防や生活のバランスを考慮した適切な休養日の確保について示しております。

具体的には、2ページの下、枠で囲んだところになりますが、本市においては、週当たり授業日に1日以上、休業日に1以上の休養日設けることとしました。これは県の方針を参考にしたのですが、年間を52週と考え、授業日及び休業日それぞれ52日以上相当する休養日を設定すること、その際、ひと月のうち、授業日及び休業日にそれぞれ少なくとも1以上の休養日設けるようにすることとしました。

3ページを御覧ください。

内容の4つ目は「生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備」です。

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置として、多様な選択肢の部活動を設置することや、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うこと、生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めることを示しました。

(2) 地域との連携等として、学校と地域とが共に子供を育てるという視点に立ち、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努めることや、取組の推進については保護者の理解と協力を促すことなどを示しました。最後に内容の5つ目ですが、取組の検証としまして、本指針に示しております取組については、今年度中に取組状況を把握し検証するとともに、必要な改善を図ってまいります。

なお、今後は、各中学校でも、本方針を参考に「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動で作成する活動方針や年間計画に基づいて、適切な部活動運営が図られるように取り組んでいきます。

これで説明は終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(質 疑)

吉田委員…似たようなものは今までもあったのでしょうか。

教育指導課長…部活動の方針について作成したものは、今回が初めてになります。

吉田委員…方針がないまでも、考え方に沿ったり計画を立ててやっていたと思いますが、この方針の内容が、今まで小田原市でやってきたものと違う部分はどこでしょうか。これで部活動の在り方が変わる部分を特定して教えてください。

指導・相談担当課長…これまで、各学校の中で部活動方針を作成しながら行っていましたが、今回、小田原市としての方針作成したことで、全市的な取組となってくるのが一つ、その中で具体的には休養日の在り方を全市的に統一していることが大きな変化になると思います。

吉田委員…最後の3ページに取組の検証について記載されており、必ず必要なことだと思いますが、検証を誰がどのように行うのかが決まっていたら教えてください。

指導・相談担当課長…これから、各学校においてこの方針を基に取り組んでいきますが、7月以降の取組について、今年度終盤に各学校の取組状況を把握する予定です。これまで「部活動の在り方検討会議」を立ち上げ、この方針について検討してまいりました。この検討会議に11中学校分の取組を報告し、意見をいただきながら、教育委員会でも検討していきたいと思っています。

吉田委員…検証した場合に、この会議にも報告いただけるということでしょうか。

指導・相談担当課長…教育委員会にも報告いたします。

栢沼教育長…「部活動の在り方検討会議」は今後まだ開催の予定があるかと思いますが、検証について、具体的にどのように各学校から実績報告を提出してもらうかを提示したうえで委員に諮るようになるということでしょうか。

教育指導課長…具体的には、適切な休養日等の設定については、新たに始まることですので、検証が必要であると考えております。また、5月の検討会議において、地域との連携等のなかで地域指導者の活用が話題となりましたので、検証をしていく予定です。

萩原委員…今後検証する際に調べていただきたいのですが、部活動の顧問となる先生が、経験のないスポーツの顧問を担当している割合がどのくらいいらっしゃるの

しょうか。経験のない部活動を担当することの不安感や負担感なども調査していただきたいです。

教育指導課長…顧問とその経験については、教育指導課としても把握していこうと考えているところですが、顧問が持っている不安感やどのようなことに心配があるのかを含め、精査していきたいと考えています。

和田委員…部活動で子供たちの生活がハードになっているのは、親の立場からとても感じることで、部活の種類によって、例えば吹奏楽部等はほとんど夏休みがありません。大会等がその後すぐあるからなのか、そういった事情は分かりませんが、部活動によっては、練習の在り方に非常に偏りがあるように感じます。今回の方針は幅を持たせて記載されていますが、どのように調整していくべきか、とても難しい問題であると思います。また、ツーデーマーチの案内をいただきましたが、部活動で参加した場合に、休養日となるのでしょうか。小田原市の行事には、主催する部署が異なっても、連携して欲しいという思いがありますので、なるべく多くの子供たちが参加できるような配慮もして欲しいと思います。

指導・相談担当課長…これまでの現状も、部活動を熱心に行いすぎてしまっている場合もあれば、子供たちにとってもう少し活動したいけれど、十分でない場合もあったかと思えます。子供たちの自主的な活動という意味で、子供たちが行おうとしているものを保障していくことは大事ですが、熱心になりすぎてしまい、勝つことだけを求めて練習が多くなってしまっているという現状もありますので、そういったことに取り組む一つの方針としてあることから、子供たちの健康面での配慮も含めて、休みを取っていくということは大きな取組の一つであると考えております。しかし、種目によって、適正な練習時間は異なり、在り方検討会議の現場の先生の声からも、必ずしも全種目が一定の休みの取り方でなければいけないのかという意見が多く出ました。今年度、このような形でやりながら、来年度に活かしていきたいと思っております。また、小田原市の全市的な行事への参加については、市の所管課から校長会へ参加の依頼がされておりますので、学校としては、できるだけ行事が行われる時間に部活動が休みになって、参加できる体制を取るという配慮をし、具体的には、いっせい防災訓練がある日には、その時間帯には部活動を行わず、地域に参加したり、ツーデーマーチに参加できるようにするなどは大変必要な配慮であると思います。その期間に大会や公式戦が行われる可能性もありますので、そういった場合は部活動に参加できるよう体制を取る必要がありますが、御意見いただいたような配慮は必要になってくると思います。

栢沼教育長…非常に重要な話だと思います。種目によって、例えば野球の練習時間は、国のガイドラインによると、平日だと2時間、休みの日は3時間とありますが、その中で、ポジション別の練習で異なってくるような話が野球部の顧問の先生からあります。種目の特性はありますが、トータルとして、この期間、この時間

は難しくても他のところに振り替えて休みを取るといような意識をして顧問が行っていかないと、また計画を立てないと、結果的には偏った部活だけが休養日を取れず、子供たちが疲労困憊し、あるいはけがをするような効率的でない活動は避ける必要があると思います。

森本委員…部活動に入らずに帰宅する生徒はかなりいるのでしょうか。又は、中学校に入学すると必ず部活動に入るようになっているのでしょうか。また、運動部と文化部を兼部されるような生徒もいるのでしょうか。

教育指導課指導主事…生徒の入部状況ですが、平成30年3月に各中学校に部活動の実態調査を行い、昨年度の2年生を対象に行った調査結果によりますと、運動部に所属している生徒の割合が65パーセント、文化部に所属している生徒の割合が20パーセント、部活動に所属している生徒の合計は85パーセントで、15パーセントは所属しておらず、各学校で基本的に希望入部性となっております。入部していない生徒の主な理由としては、学校以外のクラブや習い事を行っており、そちらを優先していたり、放課後の時間を部活動以外のことを優先させたいというものがありました。

森本委員…そういう意思を尊重して、部活動に入らなくても良いとしているということでしょうか。

教育指導課指導主事…はい。また、部活動を兼部しているかということですが、どれか一つの部に所属している生徒については、一つの部としています。ごく少数ですが、学校以外のクラブに所属しており、平日の活動を放課後の部活動で身体を動かすことを目的に所属している生徒もいます。

森本委員…放課後の部活動の時間は決められているのでしょうか。

教育指導課指導主事…基本的に、日没を基準として、最終下校時間が各学校で決まっておりますので、帰りの会が終わった時間帯から、季節ごとに学校で決められている最終下校時間までの中で、計画に基づき、最終時間まで行う日もあれば、早めに切り上げる日もあるというように活動しています。

和田委員…15パーセントが帰宅部ということでしたが、部活動を熱心に行っている生徒の方が生活リズムが良いなど、部活別の調査といたしますか、部活動全体を一まとめに捉えるのは無理があるのではないかと思います。部活動を一生懸命行っている生徒が意欲があるなど、参考までに、部活ごとの調査を行ってみてはどうでしょうか。一律に部活動を行いすぎているというだけではないように思います。

吉田委員…参考資料のスポーツ庁からのガイドラインで、6ページに課題という捉え方だと思いますが、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒を含めて、みんなが活動できるようになっていないという課題提起がされていますが、これに関して、議論はされていたのでしょうか。小田原市の方針には、そういった視点は入っていないようです。

教育指導課長…スポーツ庁のガイドラインには、ニーズに応えるということが記載されています。小田原市の状況におきましては、学校の規模によって子供たちが希望する全ての運動部や文化部が設置できている状況ではありませんので、そういった点を補う意味で、特設部の設置等がされてきています。今回の部活動の方針におきましては、合理的、効率的ということで、少し緩やかな形で含めており、3ページの4になりますが、子供たちのニーズを踏まえた活動環境の整備というなかに含めており、その中で、今、どういったものが必要であるのか、また、特設部でやってみるなどの議論がされていくと思います。

吉田委員…障がいのある児童生徒についてはどうでしょうか。

指導・相談担当課長…各学校に在籍している生徒であれば、障がいの有無に関わらず、支援級に在籍している生徒であっても当該の学校に設置されている部活動に参加できる体制になっております。通常学級の生徒と同じ練習メニューをこなしたり、大会に参加するのは現状難しいところではありますが、本人の希望によって在籍し、練習を行える体制にはなっております。中学校の支援学級については、中体連との連携によってパラスポーツ専門部を設置し、ボッチャというパラリンピックでも競技として行われているスポーツの大会を開催している状況がありますので、支援級の生徒が大会に参加するという体制は整ってきている状況です。

吉田委員…学校社会においても、マイノリティについてガイドラインから抜けてしまうと、そこに支援は生まれませんと思います。あえて、少ない人でも、参加したければ参加して良いではなく、参加できる体制を整える義務があると思います。

萩原委員…支援級の生徒がこういう部活に入りたいと言っても、顧問に理解がないと進まず、お断りされているという話をたくさん耳にしています。中学生になって、もう少し部活動に参加できると思っていた保護者はがっかりしています。そういった声は意外と学校に伝わっていないようで残念に思いました。支援級の生徒たちがやってみたいと思うことを受け入れてもらえるような体制を学校側で考えて欲しいと思います。

ボッチャについては、中学校各校に部活動はできているのでしょうか。

指導・相談担当課長…全11中学校において、参加できる体制を整えておりますので、ボッチャ部という部活の設置ではないかもしれませんが、学級としての参加体制ができるようになっております。小田原市内の11中学校については参加しております。

萩原委員…頻度はどのくらいですか。

教育指導課長…ボッチャについては教育課程の中で取り組んでいる学校もありますので、成果を出す場として中体連の中にパラスポーツが入ってきたという経緯があります。体制としては部活動は教育課程でも放課後の活動の活動が主になりますが、ボッチャについては授業の中でも取り上げて行っております。

萩原委員…支援級の生徒がどこかの中学校と交流の試合に行く部活動があるという話を聞きました。他の中学校と交流したり、練習試合があったりするのは良いと思っていたので、実現しているのでしょうか。

教育指導課長…足柄下郡3町にも声かけをし、小田原アリーナにいくつかの学校が集まって交流大会を行ったことはあります。中体連ということで、その幅はさらに広がっていくかと考えており、交流は行っております。

萩原委員…その点も調べていただきたいと思います。

教育指導課長…先ほどの障がいのある生徒やマイノリティの生徒については、合理的配慮という点も含め、様々な子供が様々な形で色々な活動に参加する体制を整えていくのは必要なことであると考えますので、在り方検討会議の中でも話し合いながら進めていきたいと思います。

吉田委員…ガイドラインに一文加えることは難しいでしょうか。

教育指導課長…検討させていただきます。

吉田委員…文書として残らないと、実現しないこともあるかと思いますが、文書に載せていただくことが必要だと思います。

また、7ページの少子化を受けてというところで、「複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する」とありますが、以前も教育委員会の中で他の学校と合同で部活動を行うのも、顧問の負担等を考えて有効的でないかという話があったかと思いますが、現実的でないということで記載がないのでしょうか。

教育指導課指導主事…合同チームの大会参加等については、県の中体連か地区の中体連に取決めがありますので、一つの学校でチームが編制できない場合や、そういった状況の中、合同で練習をして大会に参加するという例もありますので、部員が少なくなった中でも活動をしていきたいという場合でも大会に参加できるよう規定があります。

吉田委員…県レベルで設定されているので、小田原市のガイドラインに載せる必要はないと判断されたということによろしいですか。たまたまできているということと、こういう場合には、こういう制度があるので、一緒にできることが示されているので生徒が希望できるということは違うと思います。先ほどのボッチャについても、クラブがあるのと、授業で行ったことを発表するのは異なる話であると思います。特別支援級の生徒が行うボッチャは体育の授業で行っており、通常の学級の生徒については授業についての記載がないので、授業は別の問題として捉える必要があると思います。障がいがあるから、授業の中で体育ができていれば良いという考え方自体を止める必要があると思います。

教育指導課長…スポーツ庁の示しているガイドラインについては、大学までを含めた、幅広いものになっております。女子生徒を含めた潜在的なスポーツニーズと障がいのある生徒等のスポーツニーズということで幅広い記載になってきているかと思えます。小田原市内の状況として、実際に支援級の生徒のニーズがどういったところにあるか、また、女子だから入部できない実態があるのか、あるいは学校規模で入部できないという問題なのかを今までの段階で十分な検討ができて

いなかったと思います。小田原市の現状を含め、一度考えさせていただき、回答したいと思います。

栢沼教育長…今回の部活動の在り方検討を含め、国や県の方針として休養日を設けるということの一番の発端は、過度の練習がスポーツ障がいや外傷のリスクを高めるということが強く言われていることです。そういう理由で、休養を適切に取る必要があるというところから、働き方改革の一環としても部活動が取り上げられ、休養日の設定に繋がっています。2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組という内容を見ると、弱いように感じます。一般的な表記で、過去の実績や経験によるものだけでなく、これまで過度の練習が、子供たちにけが等の外傷のリスクやスポーツ障がいをもたらしてきたという顧問等の反省に基づいて、休養日が必要であるという点まで行き着かないと、休養日という認識がずれてくるように感じます。また、科学的かつ合理的とありますが、非常に国の方針で言われていることで、スポーツ医科学の検知というのが一番の特徴であると思います。科学的トレーニング等を積極的に取り入れる等活動内容やメニューを工夫し、また過度の練習が障がいを起こしたり、リスクを負ったりする危険性から休養日を設ける必要があるということが、大きな点だと思います。なぜ休養日が必要なのかということや、学校長や部活動の顧問に伝わるように、また、方針の意味合いを伝えていく必要があります。スポーツ庁や県のガイドラインには、具体的に記載されています。そこの記載が弱いように思います。また、3 適切な休養日等の設定の枠で囲まれた中「③長期休業中は、生徒が終日活動できることから、休業日と同様の扱いとする。」とありますが、この解釈はどのようになるのでしょうか。今年度から学校閉庁日を設けますが、閉庁日をどのように考えれば良いのでしょうか。

教育指導課長…先ほどの教育長の御意見につきましても、もう一度捉えなおしたいと考えております。また、長期休業中の扱いについては、基本的に授業がない日ということで、休業日と同様と捉えております。学校閉庁日については、基本的な考え方として、部活動は原則として行わないとしております。

栢沼教育長…一般的に、例えば、プロ野球でもシーズンオフがあります。夏休みは特に長い長期休業であり、各運動部が、一週間や二週間等、完全休業といったことを設けていく必要があるのではないかと思います。プロでさえ、きちんとオフを設けているのに、中学校の子供たちは、年間を通して、極端に言えば、正月休みもないような中で、けがのリスクや、日常生活の中で大きな負担を強いられているということを感じています。長期休業中だからこそ、少し長い期間の完全休業を行う必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育指導課指導主事…そういった点も踏まえて、年間指導計画の作成を今回の方針の中にありますので、年間計画の中で、ある程度まとまりのある休業を設ける必要があるかと思えます。しかし、夏季休業中については、部活動の代の入替もあり、生徒も新しいチームの立ち上げということで前向きな気持ちになっている状況も多く、

そういった点を活かして夏季の活動を重点的に行うようなこともありますので、再度、年間を通して計画をしっかりと立てていただく必要があると思います。

栢沼教育長…学校ではそういった動きになると思いますので、教育委員会で方向性を示し、それを受けて各学校長が、全職員へどう周知・徹底していくかが必要になると思います。また、行政として、顧問一人ひとりの意識改革や各現場への指導等がこの方針を出した後に非常に重要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

教育指導課長…教職員によって、様々な部活動への考え方があり、徹底しきれない部分もあったかと思いますが、市として方針を決め、さらに学校の中で方針を策定していくことについて、管理職にもリーダーシップを発揮してもらい全員が同じ気持ちで生徒に指導できるよう、教育委員会としても働きかけていきたいと思っております。

栢沼教育長…本件につきましては、様々な御意見がございましたので、継続審議といたします。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (1) 学校施設のブロック塀の状況について

(学校安全課)

学校安全課長…それでは私からご報告いたします。

資料1を御覧ください。平成30年6月18日に発生いたしました、大阪府北部を震源とする地震を受けまして、全ての小学校、中学校、幼稚園の学校敷地内のブロック塀について緊急調査を実施し、合計で32箇所のブロック塀があることを確認いたしました。現時点での状況は、資料1表のとおりとなっております。表については、左から施設名、確認日、ブロック塀の有無、その状況となっております。表面が小学校、裏面上段が中学校、下段が幼稚園となっております。三の丸小学校に①、②と記載がありますが、複数ある場合はこういった表記となっております。また、足柄小学校にブロック有無の欄に「なし」と記載してございますが、こういった表記の学校につきましてはブロック塀がございません。中段にございます久野小学校ですが、ブロック塀有の表記で状態欄に数字が記載されておられません、ブロック塀が複数ないので数字がありません。三の丸小学校で説明いたしますが、①は壁の高さが1,900ミリメートルで、控え壁がないもの、②は壁の高さが1,500ミリメートルで控え壁の間隔が広いと記載しています。控え壁について御説明いたしますので、裏面を御覧ください。左下にイメージ図、右下に説明を記載いたしております。コンクリートブロック造の塀等において、壁の外側に壁が倒れないように取り

付ける補強壁です。イメージ図の右下に控え壁と記載されているもので、ブロック塀に垂直になっております。状況につきましては、資料の表のとおりとなっており、今後につきましては、建築基準法の基準や劣化の状況、設置の環境等を踏まえ、急ぎ優先順位をつけながら検討、対応していく予定でございます。

吉田委員…これらのブロック塀は全て建築基準法に適合しているということでよろしいでしょうか。

学校安全課長…これらの塀がいつ設置されたのか不明であり、想像するに学校が建った頃に設置されたものが多く、昭和40年代の設置と考えられます。現在の建築基準法はその後に作られたものでありますので、当時は違法でなかった可能性があります。しかし、現在の建築基準法に照らし合わせると、そぐわないと思われるものが、大小ありますが23箇所あるという認識です。

吉田委員…現在の建築基準法がなかった時代に設置されたものであれば、余計に古くなっていますし、地震が多くある時代で、現在の建築基準法に合っていない状態のものを放置しておくことは大変危険だと思います。控え壁がないようなものは、建築基準法に控え壁を取り付けるようになってきているため、抵触してしまいますか。

学校安全課長…現在の建築基準法の基準の主なものを説明いたしますと、大きく2点ございます。高さが2.2メートル以内であることと、1.2メートルを超えた場合、控え壁が必要となり、その間隔は3.4メートルごととなっております。これらに照らし合わせると、そぐわないものがございますので、早急に対応してまいりたいと考えております。老朽化や場所によっても大小様々ですので、優先順位をつけ、対応してまいりたいと思います。

吉田委員…よろしく願いいたします。道の縁のブロック塀を全部取り壊した自治体もございました。地震は明日起こるかもしれませんので、早急をお願いいたします。

和田委員…建築基準法が新しく成立した際に、改善するよという指示が国等からないのででしょうか。その時に行っていれば、こういった事態にならなかったと思います。そういった通達の有無によって自治体の責任でなくなってくるのではないのでしょうか。基準が新しくなったのであれば、その段階でやるべきことではなかったのかと疑問に思います。

また、学校施設は調査する必要がありますが、通学路も必要だと思います。見てみると、民間の壁の方が危ないと思うところが数多くあります。そういった壁は、どこが管轄し、どこが指導するのでしょうか。子供を守るのは教育委員会ですが、その点をしっかり整理しておかないと、学校施設のみ対応しても不十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

学校安全課長…建築基準法の改正時につきまして、手元に正確な資料がありませんが、今後、建設されるものに定められていくものになりますので、改正時以降に建てられ

たものは対象になりますが、それ以前に建設されたものにまで及ぶという解釈はしていません。

通学路についてですが、教育委員会としましては、各学校において、様々な形で通学路を確認してもらい、地震が起きた際に、児童生徒が自ら身を守るような指導を徹底していただきたいという旨の通知をいたしました。文部科学省としてもそのような趣旨でしたので、このように対応いたしました。また、どこが管轄になるかという点に関しましては、教育委員会あるいは学校の立場としても通学路の安全を守ってほしいという立場ですので、市の内部で調整をし、どのような体制を取るかは、現在協議中ですので、明確な回答ができませんが、御理解いただきたいと思います。

和田委員…いつ地震が起こるか分かりませんので、庁内の調整は早くしていただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

7 その他

和田委員…学校訪問をした際に感じたことですが、生徒の数が減っていることで、学校の中で空いている空間がとても目に付きました。生活の場で考えると、空間があると、どのように活用しようかというように考えるのが生活者の感覚だと思います。しかし、空き教室となっている教室がとても多く感じました。このような空間をどのように活かしていくかを職員が考える機会があっても良いのではないかと思います。活用の仕方でも教育の質が変わるのではないかと思いますので、具体的に行わないとしても、教員が意識することによって、教育現場が変わるのではないかと感じました。

教育指導課長…具体的に、大窪小学校に訪問した際のことだと思いますが、1学年2学級あったものが1学級に減っている学年が多くあるため空き教室があったかと思いません。学校によっては、空き教室を放課後児童クラブに利用したり、算数の時間等で子供たちを半数に分けて勉強したり、展示をしたり、また、環境を整えて外国語活動を行うなど、活用について議論しているところです。

栢沼教育長…大窪小学校に限らず、各学校で活用しているけれども、その時間に子供たちが利用していないだけの場合もあるかと思いますが、表示がないので、利用している教室ということが外から見て分からないと思います。どのように使われているのかが説明を聞かないと分からないため、和田委員はそうに感じたのだと思います。実際には使用していると思われませんが、こういった教室なのかという表示がされていないように感じますので、教員の意識を含め、学校の活用が見える形であってほしいと思います。

8 教育長閉会宣言

平成30年7月24日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（森本委員）